

「滋賀県社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例要綱案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

令和元年12月13日(金)から令和2年1月12日(日)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、「滋賀県社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例要綱案」についての意見・情報の募集を行った結果、2件の意見・情報が寄せられました。

これらに対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報

2件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
1	火災対策設備としてのスプリンクラー・消火器の設置等、設備等の規定についても、その他社会福祉施設と同等の要件となっているか。なっていない場合、同等の規定としてはどうか。	他の社会福祉施設の基準条例では、いずれも「設置者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに非常災害に関する具体的な計画を作成すること。」と規定しており、本条例でも同等の規定とする予定です。
2	近年の豪雨・土砂災害等の状況を鑑み、無料低額宿泊所に関しても同様に、他の社会福祉施設だけでなく関係機関(市町村の担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等)との連携および協力体制の構築についても努力規定を定めてはどうか。	関係機関との連携および協力体制の構築については、厚生労働省令に基づき、「非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備すること。」と条例で規定する予定です。